

別紙

## 旧たばしね学園支障木伐採業務委託仕様書

旧たばしね学園における業務委託は、この仕様書の定めるところにより実施するものとする。

### 1 業務名

旧たばしね学園支障木伐採業務委託

### 2 業務内容

現地で指定された樹木を伐採の上、幹材及び枝条等を関係法令等に基づき、最終処分場へ引渡し処分をすること。

なお、幹材等の処分に当たって、有効活用(薪燃料、チップ等)の制限を行うものではないが、その場合であっても関係法令等を遵守すること。

### 3 実施場所

旧たばしね学園地内（奥州市前沢生母字新田1番5、南羽毛5番2）

### 4 委託期間

請負契約日の日から令和4年3月15日まで

### 5 作業方法及び留意事項

当該作業の実施に当たり、安全第一の下、不慮の事故が発生しないよう十分配慮するとともに、発注者の業務に支障のないよう、次の事項に留意の上、実施すること。

- (1) 従事者は、委託業務の作業内容を十分に行い得る者で、かつ十分な経験を有する者を充てること。
- (2) 作業においては、通行人、車両、近隣住民等に樹木等が接触しないよう注意するとともに、作業現場に侵入することがないように表示板の設置等をするなど、安全確保に努めること。
- (3) 作業の安全確保のため作業員には、危険防止のための指導及び装備をさせること。
- (4) 伐採した幹、枝等は、関係法令等に基づき場外廃棄処分にすること。
- (5) 作業時間は、午前8時30分～午後5時00分とすること。
- (6) 作業開始時及び終了時には、その旨、発注者に報告すること。
- (7) 作業機械及び車両の使用に当たっては、始業時点検を十分に行うとともに、安全確認を徹底し、事故等が発生しないよう努めること。
- (8) 作業終了後の後始末は、作業現場や道路等に樹木の幹や枝を残すことがないように十分配慮すること。
- (9) 業務が完了したときは、発注者に完了したことを申出、確認を受けること。

### 6 その他

- (1) 通行人、車両及び近隣住民等に不慮の事故が及ぶことがないように十分に注意して実施すること。
- (2) 業務完了後、「委託業務完了報告書」を作成の上、提出すること。
- (3) 当該仕様書に定めない事項について、実施上疑義が生じた場合は、両者協議をすること。